

広島県公安委員会告示第 50 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 7 月 29 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1 P05 55	告示の日 (令和 3 年 7 月 29 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pリアル鬼ごっこ 2 V 2 A	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同
1 P05 49	同上	同上	Pモンキーターン V G C 250 A	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目 201 番地)	左同
0 P18 28	同上	同上	P花満開 月光 Z C	同上	左同
1 P05 23	同上	同上	P天才バカボン 6 D	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市中村西 ノ川 1 番地)	左同